

令和3年6月吉日

金星会・白鵬会・金大サッカー部・金大医学部サッカー部 関係各位

金星会 会長 加藤 幸三

白鵬会 会長 西尾 眞友

『金沢大学サッカー場防球ネット設置協力事業』寄附金趣意書

謹啓

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

平成30年に、Honda エスティーロ社の資本を活用して、金沢大学陸上競技場（インフィールド内）とサッカー場に人工芝ピッチの金沢大学 Soltilo Fields が完成したことは、既にご承知のことと存じます。その後、金星会と白鵬会の皆様のご厚意の結集により、クラブハウスの設置が叶い、現在、現役部員（全学FCや医学部FC）をはじめ、さまざまな方々にご利用頂いております。その節は、誠にありがとうございました。

年間延べ約6万人が利用する金沢大学 Soltilo Fields ですが、利用している現役部員や他チームの皆さまから、ゴール裏の防球ネットの設置を熱望する声が日に日に高まっております。その具体的な理由は、部員たちが蹴ったボールが周囲で練習する陸上部員にあたりたり、さらにはボールが道路へ飛び出してバイクや自転車で走行する人にあたりたりして、人的被害に繋がる事案が起きているからです。また、自動車を直撃してトラブルとなった事案もございます。防球ネットを設置することで上記の事案の発生リスクを大幅に軽減させることができますし、部員たちの練習や試合の効率も格段にアップさせることが可能です。

サッカー部の部員とOB・OGの皆さんはもちろんのこと、地域のサッカーファミリーの方々にも、安全に安心してこの施設をご利用頂くために、ゴール裏の防球ネット（幅40m×高さ6m×2基）の設置は急務と考えております。そこで、その防護ネットの設置に向けて、金星会と白鵬会と共同で協力基金を募ることと致しました。金星会と白鵬会の皆さま、ご関係のある企業の皆さまにおかれましては、本事業の趣旨にご賛同いただくとともに、格別のご支援（ご寄附）を賜りたく、お願い申し上げます。

新型コロナ禍で大変な状況とお察し申し上げます。末筆ながら皆様とご家族のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



謹白

『金沢大学 SF-A ピッチ用防球ネット設置協力事業』

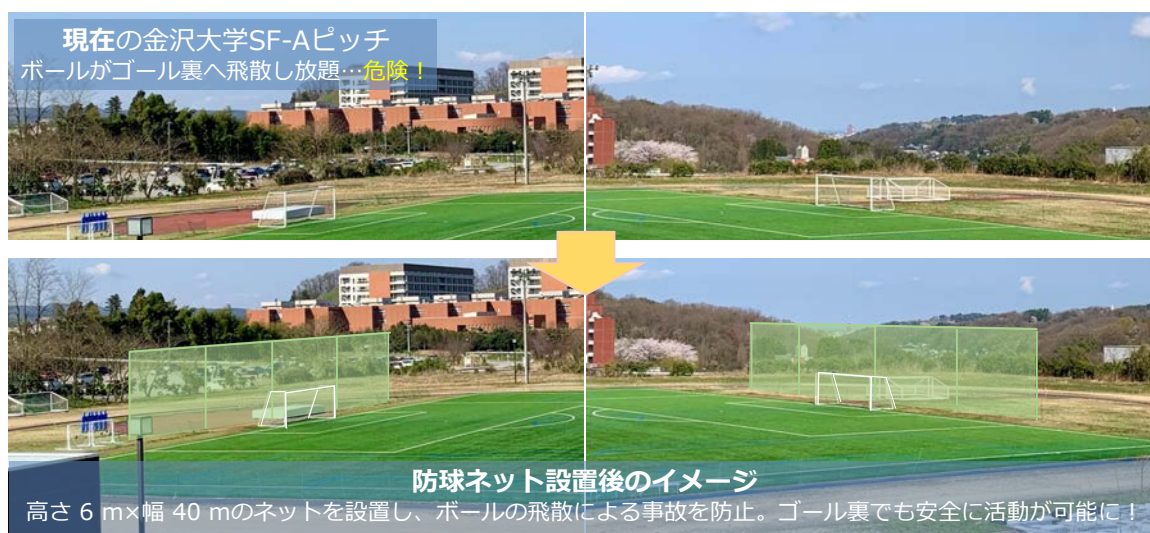
発起人

加藤 幸三	金星会会長・発起人代表
西尾 眞友	白鵬会会長
中嶋 義人	金星会事務局長
増田 和実	金沢大学サッカー部総監督
高村 博之	金沢大学サッカー部監督・白鵬会会計幹事
中瀬 順介	金沢大学サッカー部部長
二宮 致	金沢大学医学部サッカー部部長
島 洋祐	金沢大学医学部サッカー部監督

寄附金募集要項

1. 実施内容

金沢大学 Soltilo Field-A ピッチのゴール裏に防球ネットを新設する（下図）。



2. 目標額

500 万円（設置費用相当）

3. 使途

金沢大学角間キャンパスサッカーピッチを安全かつ安心してご利用いただくために、ゴール裏に防球ネット（幅 40m×高さ 6m×2 基）の設置を目指す。そのための協力資金とする。

4. 期間

令和 3 年 5 月 1 日 ～ 令和 4 年 1 月 31 日

4. 金額

個人：1口1万円～ 法人：1口10万円～

5. お申込方法

Web サイトからのお申込みとなります

下記の Web サイトへアクセスし、画面の案内にしたがってお手続きを行って下さい。
各種クレジットカードやインターネットバンキングによるお支払いが可能です。

金沢大学基金室 Web サイト から手続きをお願いします。

<https://kikin.adm.kanazawa-u.ac.jp/kikin/index.html>

「金沢大学基金」「サッカー」のキーワードで検索すると基金室のリンクが表示されます。
詳細は別紙をご参照下さい。

6. 寄附金に対する税制上の優遇措置

ご寄附には、国立大学法人への寄附として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置（寄附控除）が受けられます。本学が発行する「寄附金領収証明書」を添えて、確定申告により手続きをお取りください。

○ 個人からのご寄附に対する措置

当該寄附金額（ただし、総所得額の40%を限度とする）から2,000円を引いた額を所得税の課税所得から控除できます。（「課外活動振興基金」への寄附は特定寄付金であるため「所得控除」が適用されるが、「税額控除」の適用にはならない）

さらに、お住まいの自治体によって住民税からも寄附金額から2,000円を引いた額の10%（都道府県民税4%+市区町村住民税6%）を控除することができます（住民税の税額控除）。

* 各自治体の条例によって控除の有無、控除額が異なりますので、お問い合わせ願います。

控除の例（※一般的には税額控除方式を選択された場合は、所得控除方式よりも多くの控除効果が期待できます）

◆年収500万円の方が5万円を寄附した場合の還付額

・ 50,000円-2,000円 = 48,000円 ⇒ 所得税の所得控除

・ (50,000円-2,000円) ×10% = 4,800円 ⇒ 住民税の税額控除

○ 法人等からのご寄附に対する措置

寄附金の全額を損金算入することができます。

7. ご連絡・お問合せ先

高村博之 寄附事業事務局長・金沢大学サッカー部監督・白鵬会会計幹事

TEL: 090-2128-7362 E-mail: takamuh@kanazawa-med.ac.jp